

三重県内企業の皆様



『障がい者の短時間雇用で課題解決に取り組みませんか？』

これまでは

週20時間未満での障がい者雇用は法定雇用率の算定対象外でしたが
令和6年4月から週10時間以上20時間未満
で就労する障がい者も算定対象になります！

例えば

「1日2時間×週5日」や 「1日6時間×週2日」
で働ける方などを必要としていませんか？

雇用率未達企業や労働力不足でお困りの企業は
障がい者短時間雇用アドバイザー

にご相談ください！



こんなお悩みございませんか？

どんな配慮が必要なの？

採用する時の条件は？

業務の切り出し
ってどうすればいいの？

職場定着して
もらえるの？



アドバイザーが訪問して
無償で支援致します

業務切り出し・創出

求人票の作成

採用～定着までの
福祉機関との連携

令和6年度からの短時間雇用算定方法

ポイント

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5※	0.5

厚生労働省資料より抜粋



※ 0.5ではなく1とカウントする措置は、当分の間、延期されている。

＼労使双方にこんなメリットも期待される制度です／

雇用
企業

- ✔ 労働力不足の解消
- ✔ 業務を切り出しやすい
- ✔ 社会的責任（CSR）を果たせる

障
がい
者

- ✔ 体調や体力に合わせて働ける
- ✔ 携わる業務を絞れる
- ✔ 環境に慣れて、業務に自分のペースで取り組みやすい

A社の短時間雇用事例

勤務形態

平日 9時00分～12時00分の
パートタイム勤務

業務内容

- ・データ入力 ・清掃・庶務
- ・SNS広報アシスタント



配慮・工夫

- ・指導係を支援員から事前レクチャーを受けた従業員1名に限定
- ・専用の執務スペース（書棚等で囲まれた簡易スペース）を用意
- ・無理をさせない ・通院の際は午後から勤務開始
- ・所属する同じ部署の同僚にも障がい特性について事前説明を実施

お問い合わせ

＼お気軽にご相談下さい／

HP

メール

株式会社アルファプランニング

四日市事務所

〒510-0075 三重県四日市市安島2丁目3-19

南川ビル 4階



☎ 0593-90-2005

✉ info-wakuspe@a-sta.jp